令和７・８年度

測量・土質調査・建設コンサルタント等業務

一般競争（指名競争）参加資格審査

申請書等の受付について

独立行政法人都市再生機構

目　次

[１　競争参加申請資格 2](#_Toc53399528)

[２　受付方法及び受付期間 2](#_Toc53399529)

[(1)　定期受付 2](#_Toc53399530)

[(2)　随時受付 3](#_Toc53399531)

[３　受付業種区分等 3](#_Toc53399532)

[４　提出書類 3](#_Toc53399533)

[５　提出部数 5](#_Toc53399534)

[６](#_Toc53399535)　[その他 5](#_Toc53399536)

[別表　総合点数の審査対象となる資格 7](#_Toc53399537)

[参考　登録証明書等 9](#_Toc53399538)

[表１　定期受付の申請方法及び宛先 10](#_Toc53399539)

[表２　随時受付の申請方法及び宛先 11](#_Toc53399540)

[表３　受付業種区分 13](#_Toc53399541)

[表４　送付前チェックシート 14](#_Toc53399542)

１　競争参加申請資格

　　競争参加の申請を行う者は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしているものとします。

(1)　契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ていない者でないこと又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(2)　一定の不誠実な行為により当機構から競争参加資格を取り消された者にあっては、その後２年間を経過していること。

(3)　経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(4)　資格審査申請書等の重要な事項に虚偽の記載又は記載漏れがないこと。

(5)　営業に関し、測量法（昭和24年法律第188号）、建築士法（昭和25年法律第202号）等に基づく登録を必要とする者については、当該許可を受けていること。

２　受付方法及び受付期間

(1)　定期受付

国土交通省、独立行政法人等が共同で実施するインターネット方式（一元受付）により受付を行います。下記URLにアクセスし、申請用データの作成に必要なパスワードを入手のうえ、申請用データを送信してください。

　　　・　専用ホームページURL　　https://www.pqrc.mlit.go.jp

・　申請パスワード申込受付期間

令和６年11月１日（金）から令和６年12月27日（金）まで

　　　・　申請用データ受付期間

　　　　　令和６年12月２日（月）から令和７年１月15日（水）まで

〔注〕　**次の要件に該当する場合は、インターネット方式では対応していないため、以下のとおり電子メール方式に限り受付を行います**。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。

・　会社更生法・民事再生法に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再審査を受けていない場合

1. 受付方法

電子メール方式により受付を行います。表１（P10）の申請方法及び宛先の記載に従い、『４　提出書類』に記載の申請書類等をご提出ください。申請書の様式は以下URLからダウンロードできます。申請方法の詳細は以下URL掲載の「電子メール方式申請ガイド」をご参照ください。申請書類の格納日の翌営業日から起算して５営業日以内に受理通知を発送します。手続き及び入力方法についてのご不明な点や受理通知が届かない場合には、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せください。

　　　　なお、申請メールが受付期間内に受信しなかった場合には、原則として(2)の随時受付での取扱いとさせていただきます。

　　　　ホームページURL　　https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

1. 受付期間

　　令和６年12月２日（月）９時から令和７年１月15日（水）17時まで

※受領期限最終日については17時までに申請メールを受信したものは定期受付で登録を行います。

(2)　随時受付

1. 受付方法

　　　　電子メール方式により受付を行います。詳細は以下URL掲載の「電子メール方式申請ガイド」をご参照ください。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、事前に資格審査担当（電話096-288-1652）に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。申請内容について確認させていただくことがありますので、申請書類のコピーの保管をお願いします。表２（P11）の申請方法及び宛先の記載に従い、『４　提出書類』に記載の申請書類をご提出ください。申請書の様式は以下URLからダウンロードできます。申請書類の格納・郵送日の翌営業日から起算して５営業日以内に受理通知または受理票を発送します。手続き及び入力方法についてのご不明な点や受理通知または受理票が届かない場合には、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せください。

　　　　ホームページURL　　https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

1. 受付期間

令和７年２月３日（月）以降随時

〔注〕　随時受付における電子メール方式及び文書郵送方式について、重複して申請することのないよう注意してください。重複して申請をし、かつ、申請内容に相違があった場合、どちらの内容で登録されるかについては、申請者の意向に沿えないことがあります。

３　受付業種区分等

　　この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る契約のうち、以下の業種区分等に係るものとなります。

(1)　受付を行う業種区分…表３（P13）のとおり

(2)　登録を行う地区…表１（P10）及び表２（P11）のとおり

(3)　競争参加資格の有効期間

①　定期受付： 令和７年４月１日から令和９年３月31日まで

　 ②　随時受付： 競争参加資格の認定の日（受付日の翌月16日又は当機構が必要と認めた日）から令和９年３月31日まで

４　提出書類

　　次の書類をご準備のうえ、表４（P14）により提出書類の確認を行ってください。なお、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(1)　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

…【様式１－１～３】

(2) 技術者経歴書…【様式２】〔※注１〕

(3)　営業所一覧表…【様式３】

(4) 登記事項証明書又は商業登記簿謄本（写し）…【官公署所定様式】〔※注２〕

申請者が法人の場合に必要となります。なお、登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、申請者が法人の場合の提出書類です。〔※注１〕

(5) 営業に関し法律上必要とする登録証明書等（写し）…【官公署所定様式】〔※注２〕

　　　「参考　登録証明書等」（P9）をご参照ください。〔※注１〕

(6)　直前１年間における納税証明書その３等（写し）〔※注２〕

　　　以下の様式のうち、個人にあっては②、法人にあっては③の官公庁による証明書を可能な限り提出してください（①の提出も可能ですが、証明の対象となる税の種類が不足している又は異なっている場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。）。

①　国税通則法施行規則別紙第９号書式その３…未納の税額（申告所得税（個人）、法人税（法人）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書

②　国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２…「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

③　国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３…「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

また、外国事業者の場合は、当該書類に代えて、当該国の管轄省庁又は権限のある機関の発行する書面を添付してください。

(7)　審査基準日（申請しようとする日の直前の事業（営業）年度の終了日。）直前の事業（営業）年度において、申請者が自ら作成する次の財務諸表（年２回決算の場合は２期分）〔※注１〕

　　①　法人の場合は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表

グループ会社等の場合は、連結の決算報告書ではなく単体の決算報告書を提出してください。

　　②　個人の場合は、貸借対照表（青色申告者については、確定申告書に添付した青色申告決算書の資産負債調をもって代えることができます。）及び収支内訳書

受付期間中に、審査基準日の直前の事業（営業）年度の財務諸表の調製が完了しない場合には、直前１年間の事業（営業）年度の前年度の財務諸表を提出してください。

(8)　委任状…【様式４】

行政書士等による代理申請の場合に必要となります。委任状年月日が申請日の３か月以内の原本を提出してください。「行政書士番号」には行政書士証票に記載の番号を記載してください。行政書士法人の場合は法人登録番号もしくは個人の行政書士証票に記載の番号を記載してください。

（9）　送付前チェックシート

(10) 受理票…【様式５】

**電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。**文書郵送方式の場合は、受理票様式をはがきの裏に貼り付け、はがきの表面に返信先の記入及び切手を貼付してください。

受理票の表面　　　　　　　　　　　　　　受理票の裏面

切手

○○県○○○市○○町００－００－０

（株）○○○○　御中

**【測量・土質調査・建設コンサルタント等業務】**

**競争参加資格申請受理票**

**独立行政法人都市再生機構**

**受付番号**

**受付日：**

**．**

**．**

**（商号又は名称）**

**殿**

**貴社から申請のあった標記については、**

**確かに受理しましたので、通知します。**

確認印又は受領本部等署名

文書郵送方式の場合は、

送付先の記入及び必要な分の切手を貼付してください。

〔注１〕　申請者が測量法（昭和24年法律第188号）第55条の８第１項による書類の写し若しくは建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）第７条第１項、地質調査業者登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第718号）第７条第１項又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年９月21日建設省告示第1341号）第７条第１項による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認を受けた現況報告書の副本の写し（抜粋ではなく副本全体）を提出すれば、(2)、(4)、(5)及び(7)の書類の提出を省略することができます（ただし、競争参加資格を希望する業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限ります。）。また、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書（様式２）を併せて提出してください。但し、測量法現況報告書は申請日の1年3か月以内、地質調査・補償コンサルタント・建設コンサルタントは申請日の1年4か月以内のものとします。

〔注２〕　提出書類のうち官公庁が行った証明書類については、申請日の３か月以内のもので、写真機、複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で複写したものであり、かつ鮮明（印影部分含む。）である写しに限り有効とします。

５　提出部数

　　登録希望地区の数にかかわらず、１部提出してください。

６　その他

(1)　競争参加資格の有効期間中に申請内容に変更が生じた場合は、表２（P11）の宛先に、変更届及び必要な添付書類を１部提出してください（様式のダウンロード、提出の要否及び添付が必要な書類については、以下URLの「申請内容の変更等について」をご参照ください。）。

　　　ホームページURL　　https://www.ur-net.go.jp/order/info.html

(2)　当機構においては、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法　　　　律第140号）の施行に伴い、平成14年10月１日以降、当機構が取得した文書（例：資格審査申請書類など）は、開示請求者（例：会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。

　　　なお、申請内容について「有資格業者名簿」を公表しております。この公表の内容は、商号又は名称（個人または個人事業主の名称も含む）、代表者氏名、本店所在地、業務種別であり、各本部等で閲覧により公表しております。

(3)　総合点数の審査対象となる資格は、別表のとおりです。選択科目等の制限があり、申請した有資格者がすべて総合点数の審査対象となるわけではありません。

(4)　競争参加資格があるとの認定を受けた者であって、会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続等開始決定を受けた者は、別冊「会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再度の申請方法について」に基づき、再度の参加資格の審査の申請を行うことができます。

　　　なお、更生手続等の開始決定者は、この再度の競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争等において競争参加資格があることの確認がなされない場合があります。

(5)　**令和３・４年度の資格認定分から、原則として、認定通知書を発行しておりません**

　　　審査結果については、以下URLに掲載する「有資格者名簿」をご確認ください。

ホームページURL　　https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html

以　上

別表　総合点数の審査対象となる資格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種区分 | 有　資　格　者 | |
| 測　　量 | ・測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者（以下「測量士」という。） | ・測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けているものを除く。以下「測量士補」という。） |
| 土質調査 | ・技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者 | ・一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者 |
| 建築設計 | ・建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の免許を受けている者（以下「１級建築士」という。）  ・建築士法施行規則による建築設備士の登録を受けている者（以下「建築設備士」という。）  ・技術士法による第２次試験のうち技術部門を電気電子部門、機械部門又は衛生工学部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 | ・建築士法による２級建築士の免許を受けている者（１級建築士を除く。以下「２級建築士」という。）  ・電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者、第２種電気主任技術者又は第３種電気主任技術者の免状の交付を受けている者  ・一般財団法人建築技術教育普及センターの付与するインテリアプランナーの資格を有し、登録を受けている者（以下「インテリアプランナー」という。）  ・公益社団法人日本建築積算協会の付与する建築積算士の資格を有し、登録を受けている者（以下「建築積算士」という。）  ・建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を１級の電気工事施工管理、１級の電気通信工事施工管理又は１級の管工事施工管理とするものに合格した者  ・消防法（昭和23年法律第186号）による消防設備士（甲種）の免状の交付を受けている者 |
| 建築監理 | 同上 | 同上（ただし、インテリアプランナー及び建築積算士を除き、建設業法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理とするものに合格した者を含む。） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種区分 | 有　資　格　者 | |
| 土木設計 | ・１級建築士  ・技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門、森林部門又は環境部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 | ・建設業法による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理又は１級の造園施工管理とするものに合格した者  ・一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者（以下「ＲＣＣＭ」という。）  ・土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理士技術検定に合格した者（以下「土地区画整理士」という。） |
| 土木監理 | 同上（ただし、１級建築士を除く。） | 同上（ただし、土地区画整理士を除き、１級管工事施工管理技士を含む。） |
| 補　　償 | ・１級建築士  ・測量士  ・技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門又は森林部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 | ・２級建築士  ・測量士補  ・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者（以下「不動産鑑定士」という。）  ・土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者  ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者  ・土地区画整理士 |
| 調　　査 | ・１級建築士  ・測量士  ・技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）、農業部門又は森林部門とするものに合格し、同法による登録を受けている者 | ・計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士に限る。）の登録を受けている者  ・不動産鑑定士  ・ＲＣＣＭ  ・土地区画整理士  ・一般社団法人再開発コーディネーター協会の付与する再開発プランナーの資格を有し、登録を受けている者 |

参考　登録証明書等

　各登録についての登録官署が発行する登録証明書等には、次のようなものがあります。

　１　測量業者登録証明書（申請日付より３か月以内の証明書）

２　地質調査業者

　３　建築士事務所登録証明書（申請日付より３か月以内の証明書）

　４　土地家屋調査士登録証明書

　５　不動産鑑定業者であることを証する書面

　６　計量証明事業者登録証明書

〔注〕　表３（P13）の受付業種区分のうち、「測量」を希望する方は、測量法第55条による登録が必要であり、申請の際に申請日の３か月以内の「測量業者登録証明書」が必要となります（測量法第55条の８第１項による書類の写しを提出する場合は不要ですが、当該登録を受けていない方は当該業務の申請を希望することはできません。）。

※　証明願の様式例

|  |
| --- |
| 証　　明　　願  令和○年○月○日  　　○○ 知事　○○○○ 殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　事務所所在地　○○○○○○○○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○  　　一般競争（指名競争）参加資格審査申請のために必要がありますので、  下記のとおりであることを証明願います。  記  　１．級　　　別　　　　　一級建築士事務所  　　　　　　　　　　　　○○○  　２．　　　　知事登録　(ﾍ)第1234号  　３．登録年月日　　　　令和○年○月○日  　４．名　　　称　　　　○○○○○○  　５．所　在　地　　　　○○○○○○○○  　６．　　　　○○○○○ |
| 第　　　号  　上記のとおりであることを証明する。  　　令和○年○月○日  　　　　　　　　　　　　○○知事　○○○○ |

# 表１　定期受付の申請方法及び宛先

期間：　令和６年12月２日（月）９時から令和７年１月15日（水）17時まで

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、  新潟、富山、石川、山梨、  秋田、山形、宮城、岩手、  福島、青森、北海道 | 本　社 | **電子メール方式で申請してください。**  [**https://www.ur-net.go.jp/order/info.html**](https://www.ur-net.go.jp/order/info.html)  **※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。**  **＜申請ガイドリンク＞**  [**https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido\_ver2.0.pdf**](https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido_ver2.0.pdf) |
| 東　北　震　災  復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本  都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本  賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、  奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、  徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、  大分、宮崎、鹿児島、山口、  沖縄 | 九　州　支　社 |

１　東日本地区に登録した場合、上記の本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。

２　各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。

**３　手続等についてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。**

〔注〕

・インターネット方式に対応していない申請に限り受付を行います。・当機構の電子メール申請に関しては、添付書類のデータサイズの合計が2GB を超える場合、システムにアップロードできません。その場合は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。

・電子メール方式により申請する場合には、受理通知は申請メールの送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

・添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため資格審査担当から担当者へ連絡させていただく場合があります。

・申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

　※追加業種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。

・最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

# 表２　随時受付の申請方法及び宛先

期間：　令和７年２月３日（月）以降随時

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、  新潟、富山、石川、山梨、  秋田、山形、宮城、岩手、  福島、青森、北海道 | 本　社 | **電子メール方式で申請してください。**  [**https://www.ur-net.go.jp/order/info.html**](https://www.ur-net.go.jp/order/info.html)  **※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。**  **＜申請ガイドリンク＞**  [**https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido\_ver2.0.pdf**](https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido_ver2.0.pdf)  **ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。**  **〒８６０－０８０４**  **熊本市中央区辛島町5-1**  **日本生命熊本ビル12階**  **独立行政法人都市再生機構**  **令７・８コンサルタント審査担当**  **電話096-288-1652**  **※持参等によるご来訪はご遠慮願います。** |
| 東　北　震　災  復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本  都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本  賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、  奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、  徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、  大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |

１　東日本地区に登録した場合、本社から東日本賃貸住宅本部まですべてに登録されます。

２　各登録地区における業務の対象区域は、それぞれの登録地区に対応する都道府県です。

**３　手続等について不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問合せ願います。**

〔注〕

・格納サイトの移行に伴い、格納日によってアップロードの制限に変更がございます。

＜2025年7月18日以前に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大2GB

・アップロードできるファイル数：無制限（但し、ファイルの総容量が2GB以下）

＜2025年7月22日以降に格納する場合＞

・アップロード可能なファイルの総容量：最大1.9GB

・アップロードできるファイル数：最大20個

※ 上記の制限によりアップロードが困難な場合は、資格審査担当（電話：096-288-1652）までご連絡ください。

※ なお、移行が延期となった場合は、当機構のホームページにて、あらためて移行に関する情報をご案内いたします。

・電子メール方式により申請する場合には、受理通知は申請メールの送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

・添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため資格審査担当から担当者へ連絡させていただく場合があります。

・申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

　※追加業種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。

・最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

# 表３　受付業種区分

|  |  |
| --- | --- |
| 業種区分 | 主　な　業　務　内　容 |
| 測　　量 | 測量 |
| 土質調査 | 土質調査 |
| 建築設計 | 建築関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（都市計画、団地計画、意匠、構造、積算、機械、電気、汚水処理施設、設計意図伝達等） |
| 建築監理 | 建築関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等） |
| 土木設計 | 土木関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（鋼構造コンクリート、河川、道路、施工方法、施工設備、下水道、造園、都市計画、地方計画、積算、換地設計等） |
| 土木監理 | 土木関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等） |
| 補　　償 | 補償関係コンサルタント業務（物件・権利調査、事業関連調査、不動産鑑定、登記手続等） |
| 調　　査 | 建築・土木関係建設コンサルタント業務のうち上記以外のもの（事業の計画又は工事の施工に関する調査、検討等） |

表４　送付前チェックシート

ご提出の際は、申請ガイドのP.9「4.送付前チェックシートの準備」をご一読のうえ、HP掲示の送付前チェックシートをご利用ください。

